

平成22年川俣町議会第5回臨時会会議録

平成22年川俣町議会第5回臨時会は、7月21日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋道弘君	2番 高橋真一郎君	3番 嶋原利光君
4番 高橋道也君	5番 菅野清一君	6番 齋藤博美君
7番 昆久美子君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 黒沢敏雄君	11番 三浦浩一君	13番 石河清君
14番 遠藤宗弘君	15番 高野善兵衛君	16番 佐藤喜三郎君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

12番 五十嵐謙吉君

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道朗君	副町長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

- 議案第 55 号 川俣町光ファイバ通信網施設整備工事請負契約の締結について  
議案第 56 号 動産の取得について  
議案第 57 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 皆さん、ご苦労さまです。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成22年第5回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前11時35分)

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

今日は、大変気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 昆久美子君、8番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 本日ここに、平成22年第5回川俣町臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件の提案要旨を申し上げます前に、主なハード事業等の進捗状況についてご報告をいたします。

第1点目は、川俣中学校耐震補強工事についてでございますが、管理棟の鉄骨ブレースを設置中であり、夏休みを利用して屋上の改修工事を進めることとなっております。また、富田幼稚園耐震補強工事につきましては、今月中に鉄骨ブレースがすべて設置されることとなっております。順調に工事は進んでいるところでございます。

第2点目、学校跡地活用としての旧福沢小学校の羽山の森美術館につきましては、予定されておりました工事が終了し、現在、今週のオープンに向けて準備を進めているところでございます。また、旧小島小学校につきましては、工事着工後1か月が経過してきたところでございますけれども、宿泊体験施設として活用するための改修工事の方も順調に進捗しているところでございます。

次に、特養、グループホーム等、介護関係について申し上げますが、先週土曜日、7月17日、川俣町あいの里小規模多機能ホーム等の地鎮祭が行われ、建物工事が着工されました。来年4月のオープン予定で工事が始まったところでございます。

また、済生会川俣病院の介護施設建設につきましては、既存の病院の取り壊しの工事が行われ、まもなく8月には全体改修工事について入るという予定になっているところでございます。

次に、第4点目、携帯電話エリア整備事業につきましては、小綱木、飯坂地区に移動通信用鉄塔施設を合わせて4基整備いたしますが、年内の完成に向け今月9日着工しております。また、本臨時会に提出する案件であります光ブロードバンドサービスの提供を受けるための光ファイバ通信網施設整備工事につきましても、本臨時会において可決を賜ったうえ、来年1月の完成に向けて鋭意事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、この度の集中豪雨による被害対策関係につきまして申し上げます。気象庁は、7月18日ごろ東北南部が梅雨明けしたと見られると発表いたしました。ここ数日、30度を超す猛暑が続いておりまして、子どもや老人などを中心に熱中症などに特に注意が必要な時期となってきました。梅雨期は大雨による災害の発生しやすい時期であります。本町におきましても、本格化する梅雨前線の活動に伴う集中豪雨により、7月6日、9日及び15日と断続的に被害が発生いたしました。特に今回は、予測が困難な突発的で局地的なゲリラ豪雨で、時間最大雨量は7月6日が午後9時30分から午後10時30分までに40.5ミリ、9日が5時30分から午後6時30分までに25ミリ、15日が午後7時から午後8時までに58.5ミリと、これまでにない大量の豪雨がありました。被害状況につきましては、町道が63か所、河川が7か所、農道が1か所、林道が15か所、作業道が3か所、用水路が10か所で、合計99か所となっております。更に宅地関連や農地、農業用施設関係の被災状況を鑑み、災害復旧に当たり補助金の交付が必要と思われる箇所、宅地関連で30か所、農地等関係で50か所と見込んだところでございます。町といたしましては、これらの集中豪雨による災害対策として、住民皆さんの安全安心な生活の確保を第一に考え、これらの災害復旧に早急に取り組むために、関係機関や住民の方々からの情報を基に、消防団や常備消防署、警察署等との連携を密にしながら、現場の状況把握と応急措置、更には復旧のための工法の検討などについて関係職員一丸となって対応を進め、本臨時会への提案となったところでございます。また、9日、午後7時過ぎに小島地区において土砂崩れの被害の後に住宅が全焼し、夫婦が全身やけどの重傷を負って病院に入院されるといった事態も発生いたしました。入院された方の早期回復を願いますとともに、浸水や土砂流入などにより被災された方々の一刻も早い復興と被災箇所の速やかな復旧に努めてまいりたいと考えております。

さて、本臨時会に提出いたします案件は、議案第55号「川俣町光ファイバ通信網施設整備工事請負契約の締結について」、議案第56号「動産の取得について」、議案第57号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」の3件でございますが、これらの提案要旨をご説明申し上げます。

議案第55号「川俣町光ファイバ通信網施設整備工事請負契約について」は、平

成 21 年度からの繰越明許費による事業でございますが、小神地区ほか 8 地区に光ファイバ通信網施設を整備する工事でございますが、工事請負金額の予定価格が 5,000 万円を超えることから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第 56 号「動産の取得について」は、川俣小学校福沢地区と山木屋小学校に運行いたしておりますスクールバスの老朽化に伴う動産の取得でございますが、予定価格が 700 万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第 57 号「平成 22 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）」は、県道原町川俣線道路改良舗装工事にかかる埋蔵文化財、柵森遺跡発掘本調査事業及び 7 月 6 日、9 日及び 15 日に発生いたしました集中豪雨による災害復旧事業実施に当たり、必要な予算を措置するものでございます。

それでは、補正予算につきまして具体的にご説明申し上げます。

本補正予算は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,262 万 9,000 円を追加し、総額を 60 億 7,381 万 7,000 円とするものでございます。歳入におきましては、県支出金、県道原町川俣線道路改良工事に伴う柵森遺跡発掘本調査委託金 3,717 万 3,000 円、町債で土木施設災害復旧事業債を単独事業費分として 790 万円を計上いたしております。また、歳入歳出の不足額 6,755 万 6,000 円を財政調整基金からの繰り入れにより措置することといたしました。歳出におきましては、県道原町川俣線道路改良工事に伴う柵森遺跡 2,100 平方メートルの発掘本調査委託金 3,717 万 4,000 円を計上いたしましたほか、災害関係では被災者見舞金 20 万円、宅地関連災害復旧事業補助金を 30 件見込んで 600 万円、農地・農業用施設災害復旧事業として作業道など 9 か所の修繕料、農業用水路などの 5 か所の災害復旧工事費、農地・農業用施設災害復旧事業補助金 50 件を見込み 1,838 万 6,000 円を措置いたしております。林業施設では、林道大栗線など 6 か所の修繕料、林道松ヶ柴線など 9 か所の災害復旧工事費などで 1,032 万 1,000 円を措置しております。更に、土木施設災害復旧事業費では、補助事業費として、杉坂大木田線など町道 4 か所の測量設計委託料を計上したほか、単独事業費では飯坂の荒沢川筋ほか河川 7 か所、大綱木の 大木田黄作線など町道 59 か所の災害復旧工事費などで総額 4,054 万 8,000 円を計上いたしております。

以上で提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決を賜りますようお願いを申し上げます、提案要旨の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 4，議案第 55 号「川俣町光ファイバ通信網施設整備工事請負契約について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第55号、川俣町光ファイバ通信網施設整備工事請負契約について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 川俣町光ファイバ通信網施設整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 工事の場所 川俣町小神地区、他8地区
- 4 契約金額 212,100,000円  
(うち消費税及び地方消費税10,100,000円)
- 5 契約の相手方 福島市山下町5番10号  
東日本電信電話株式会社 福島支店  
支店長 澁谷 直樹

平成22年7月21日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

それでは、ご説明を申し上げます。

現在、本町には川俣地区、飯坂地区、鶴沢地区において、事業者が整備をいたしましたブロードバンドサービスが提供されておりますが、このサービスを町内全域で受けられることを目的といたしまして、残り9地区の整備を行うものとしたものでございます。工期につきましては、平成22年7月22日から平成23年1月18日を予定してございます。川俣町光ファイバ通信網施設整備運営サービス提供事業者選定委員会におきまして、東日本電信電話株式会社福島支店を優先交渉権者と決定をし、7月14日、見積書の提出を受け、内容精査後、7月20日、仮契約を締結したところでございます。ご審議のうえ可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。



○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5，議案第56号「動産の取得について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 議案第56号、動産の取得について

町は、次のとおり動産を取得する。

1 取得する動産の表示

(1) 物品名 スクールバス

(2) 数量及び価格

数量 2台

価格 9,603,300円

(うち消費税及び地方消費税457,300円)

2 取得の方法 買い入れ

3 取得の目的 川俣小学校、山木屋小学校通学用

4 取得の相手方 福島市太平寺字東の内11

福島日産自動車株式会社 太平寺店

店長 佐藤 秀典

平成22年7月21日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものである。

ご説明申し上げます。

川俣小学校、福沢地区、板橋柏葉線と山木屋小学校に運行しておりますスクールのバスの老朽化に伴う動産の取得でございます。福沢地区、板橋柏葉路線のバスは、平成3年に購入したものを買い換えするものでございまして、これにより福沢路線は平成22年式と平成19年式の2台で運行することとなります。なお、買い換えるの対象となった平成3年式のバスは、今後、町内全路線におきますスクールバス予備車両として活用する予定でございます。

一方、山木屋路線のバスは、平成2年に購入した48人乗りのバスでございますが、購入後20年を経過するものでございます。現在は児童数の減少により29人乗りのバスで十分に送迎可能となりましたので、今回の購入といたしたものでございます。購入後は、対象者を廃車する予定でございます。購入車両の概要でございますが、29人乗りキャブオーバー、ディーゼルエンジン車で、排気量3,000cc、150馬力、自動ドアに冷房付きのバスでございます。納期は、平成22年10月29日でございます。今回のスクールバス購入に際し、僻地児童生徒援助費等補助金事業の交付決定が7月1日にありましたので、入札に至った次第でございます。なお、補助率は2分の1でございます。入札につきましては、平成22年7月14日に指名競争入札により実施いたしました。指名業者は、福島日産自動車株式

会社太平寺店、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店、福島トヨタ自動車株式会社福島店、福島日野自動車株式会社福島支店の4社でございます。入札の結果、福島日産自動車株式会社太平寺店が960万3,300円、うち消費税45万73,000円で落札し、平成22年7月15日、仮契約を締結いたしましたので、本日の議会において議決を求めるため提案をいたしましたものでございます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君）　2点お聞きしますが、1点は、予定価格の決定の方法と予定価格そのものは幾らだったのかお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君）　こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君）　1番　高橋議員の質問に答弁申し上げます。

　予定価格の設定につきましては、物品購入の設計仕様書を作成いたしまして、これにつきましては、平成19年度購入の件を参考に設計をしたものでございます。

　予定価格につきましては、予定価格は1,036万4,550円で行いました。

○議長（佐藤喜三郎君）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第6、議案第57号「平成22年度川俣町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君）　議案第57号、平成22年度川俣町一般会計補正予算（第2号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君）　今回のゲリラ豪雨等につきましては、多大な被害を受けておられて、特に土砂崩れ等によりまして人身事故等もあったわけでもございまして、これらの集計、あるいは、それらの任に当たられました職員の皆様方には非常に感謝するわけでもございまして、本日の臨時議会を機に、いよいよ復旧について着工され

ているわけでごさいます、現況では非常に農地に対します災害が多く発生しております。水稻の生育からいまして、非常に水が必要な時期に水が来ない、水路が壊れてかけられないというふうな被害農家が多く発生しているわけでごさいます、これら着工に当たりまして、それらの優先順位をどういうふうに考えているのかということもまず1点。

それともう1点は、非常に土木施設の災害と農地の災害が並行して、ダブって被害を被っている箇所が数か所あるわけでごさいます、これら産業振興課、そして建設水道課の協議よろしく、それぞれの課ごとに違う表現がないように、整合性をもたせてやっていただきたいというふうなことをお願いするわけでごさいます、これらをなぜお願いするかといいますと、今回の緊急災害等につきましても町道に被りました非害を昼夜を問わず作業をしていただいたわけでごさいます、そういった中にありまして、もう既に復旧活動等も見受けられる。こういった復旧活動の中には、当然私道も含めた場所があるわけでごさいます、あるいは当然町道が崩れて、土砂で崩れて町道に被ったというようなところもあるわけでごさいます、そういったものも、ある一方では早急に対応あるいは、そういった、また手もつけない箇所等につきましては、臨時議会が終わらなければ手はつけられないというような、非常に整合性の持てないような作業形態にもなっているわけでごさいますので、その辺どういったことに対応の中で、そういった作業を展開していくのかというふうな、整備等について、まずは、この2点について質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 9番 新関善三議員のご質問に答弁を申し上げます。

まず、1点目の優先順位のお話いただきましたが、大変議員のお質しのとおりだと思っております。これから一番水の大切な時期でごさいますので、そういう部分につきましては、水路等の保全並びに改修と復旧等には先に実施をしていきたいと思っております。あと、道路と林道でありますけれども、そういう部分については、ある程度路面等がある程度幅がありまして、車の通行等の支障がないものについては、ある程度路肩等が欠落をしておってもバリケード等の設置をしながら、注意をしていただきながら通行をしていただくということで、まずはその水路等の部分を優先的にやってまいりたいと考えております。

あと、2点目であります、復旧箇所の部分で、いろんな個人的な道路があるというようなお話いただきましたが、産業課の方では確認をいろいろと公図上させていただいております、一切個人の道路等についての復旧等は今行っておりません。あくまでも里道等々が必ずあるもの又は林道等、あとは農道というようなことで位置づけをされているもの等については復旧をしてまいりました。その復旧の方法でごさいます、特に作業道等につきましては、上に人家がもちろんあるわけがありますので、そういう部位については大変支障を来すということで、応急的な措置を先にさせていただいている経過もごさいます。あとはその水路等につきましては

も二次災害、三次災害という予想されるものについては、なるべく早く対応しないと今後被害が増大をするというようなことでもございましたので、早急なる措置ということで対応させていただいている箇所もございますので、優先順位もそういう部分で考えながら実施をして応急処置をさせていただきました。いろんな部分で総合的にも、いろんな部分で考えながら実施をしたところでもあります。あと、いろんな面で農地並びに土木等の部分でダブっているものについての今お質しがありました。そういう部分の対応については、よく、ほかの課とも調整を図りながら、町民の方が不自由にならないような形で対応してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） まずもって、大雨で被災をされました皆様にお見舞いを申し上げます。うたえで質問をさせていただきたいと思ひます。

4点ほど質問したいんですが、今般この提案されております災害復旧対策の中身を見ますと、道路とか水路とか、いわゆるハード的に損壊があったものがほとんどだと思ひますね。現実には今回の大雨にかかわらず、市街地においては通常的に雨が降った際、浸水を被っている方々がいらっしゃるわけですね。それは、水路の排水が悪いとか、あるいは大雨の際に側溝が飲み込めないとか、路面の排水が飲み込めないとか、毎年同じ所がやられているわけですが、こういった浸水を、常にね。床下浸水をされる地域のそういったものに対するその、大雨に対する対策については考慮しなかったのか、あるいは、これから考慮をしていくのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

それから、二つ目でありますけれども、復旧工事、これから本格化をするんだろうと思ひますけれども、是非この私も現地を歩きまして多くの町民の方々の声を聞きますと、前もこうやったんだけど、本当はこうやればよかったんだよというような話をいろいろお聞きするんですね。ですから、是非建設水道課、産業振興課さん、どちらもそうではありますが、この復旧工事の施工に当たって、やっぱりそこを利用なさっている方々、住んでいる方々の声を踏まえて施工を是非していただきたい。それをやらないので、かえって住民の方々に不満が出てきますので、是非地域の方々の声を聞いたうえで、その災害復旧の工事の施工をやるべきだと思ひますが、その辺の考え方について質しておきたいと思ひます。

それから、三つ目ではありますが、今回90数か所の被災箇所ということで上がっているんですが、私が見る限り漏れているのではないのかなというのが考えられるわけです。私が見た限りでも。そうしますと、今後その復旧工事が始まった際に、うちはやらないのかと、私の所はどうなるんだという話が出てくると思ひますが、そういった、今、町の方で把握をしていない災害場所への対応は今度どうなさるのか、お聞きをしておきます。

それから、最後ですが、今回の災害の場所の把握に作業道という表現があったんですね。これまで私も多くの住民、町民の声を踏まえて産業課さんなり建設課、水

道課さんなりにいろいろお願いする際に、そこは町道でないからだめだ、あそこは農道でない、林道でない。作業道というのは今般私初めて聞くんですけれども、今までの町道、あるいは農道、林道という位置づけと、作業道という新しい区分けを設けたわけでありましたが、その位置づけはどういうふうになっているのかということと、作業道の所管担当課は建設水道課さんなのか産業振興課さんなのか、それをお尋ねしたいんですが、以上4点について質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 1番 高橋道弘議員のご質問に答弁を申し上げます。

4点ほどございまして、まず1点目の毎年浸水している地域等の対応でございしますが、これにつきましては、今、町の方で把握できるものについては、今後いろんな面で今後の災害等が起こるのか起こらないのかも踏まえていろいろと調査をして対応をしていきたいと考えております。

あと、2番目の復旧工事の場合の町民の方によく話を聞いてというお話をいただきました。質問をいただきました。それに当たりましては、十分そういうようなことで近隣の町民の方、又はその所有者、利用されている方等々のお話を伺って実施をしていきたいと考えております。ただ、なかなか町民の方のご要望と町の方で復旧をする工事の中身とがだいぶ開きがある場合とか、また相違がある場合等々につきましてもあろうかと思えます。その辺も町民の方ともよくお話をさせていただきます。納得をいただきながら仕事の方は進めてまいりたいと考えております。

あと、今回96か所の部分であります。漏れているものの対応ということでございしますが、実は18日現在ということでまとめてございしますが、現在、20日、昨日でも今日でもいろんなお話をいただいておりますので、そういう部分については現地調査をさせていただきます。予算の中身的には入ってございませぬけれども、今後の復旧についていろいろと調整を図ってまいりたいと考えております。

あと、作業道の位置づけ等でございますが、これは、どちらかというところと里道、赤棒の部分かと認識をしております。なかなか里道という表現も難しいし、また農道というような表現でありますけれども、農道台帳ということで町の方では農道台帳を持っておりません。農道という部分の公の部分の名称はございません。そういう意味で、里道でありながら、あとは近隣に農地がありまして、多数の方が利用されるというようなことで作業道、又は林道の部分で山の中に行く部分の作業道というような表現も使われますが、そういう意味で、里道でありながら多くの方が利用されているものというようなことで、今回作業道ということで表現をさせていただきました。そういうことで町道は町道、あと農道というのがちょっとないものですから、なかなかその農道という表現ができなかったということで、作業道というようなことで今回は区分けをさせていただいたところでありまして。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 市街地の浸水対策、なんで産業課長答弁するんだか、よく分か

らないんだけど、答弁されると2回終わっちゃうからあれなんだけど、やっぱり責任ある部署というのは、それぞれ所管課決まっているんで、商店街対策の話をしているわけではなくて、市街地の浸水対策の話ですので、当然産業振興課で管理している水路はないと思うんですよ。建設水道課さんの仕事だと思うんで、その辺ですね。そして、調査をして対応したいというんですが、これはもう何十年もですよ、何十年も分かっていることじゃないですか。分かっている、結局やってこなかった、あるいはできなかったということももちろんあるでしょう、財政的にね。けども、それらについて、これから調査するという答弁は、ちょっと私だけではないんですね。分かっているんですから、どこがなかったか。今回だって被害報告しているはずですから、それらについてどういうふうに対応するのかと聞いているので、調査をして対応するのではなくて、具体的な対策を地域の方々に返していく必要があると思うんですよ。雨が降る度、床下浸水、床上浸水の被害にあっているわけですから。その辺もう一度答弁をお願いしたいと思います。

あと、2番目の質問ですけれども、住民の方との乖離があるね、例えば5メートルやるの、10メートルやれとか、そういう乖離はあると思いますよ。しかし、いちばんの乖離は何かといったら工法ですよ。工法なんですよ。例えば枘を作ったはいいけど、鉄板敷いておくから水飲まなくて、その路面崩壊しているというのがある。グレーチングにすれば、水が飲んで路面崩壊しなくて済むと、そういういろいろあるわけですよ、具体論は。そのことを地域の方はいちばん知っているわけですから、あるいは溜枘作るよりは横断歩道作った方がいいとかですよ。それらについて、やっぱり地域の声がいちばん事実を把握しているわけですから、地域の声を素直に聞いて是非施工をお願いしたいと思います、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

あと、3番目のは今後対応するという事ですから、私も積極的に情報提供をしたいと思います。

あと、最後の作業道の問題ですが、これ私、理解できないんですね。ちらっと私図面を見る限りはですよ、今までだったら絶対砂利も敷かない、何があつたって直しませんと、こう言ってきたところですよ。今回はやるという所ありますよね、私がチラッと見ただけで。それでは、例えば田舎に行けば、川俣町は多くの中山間地の中で高いところに家があるわけですから、町道でなくて木戸道で個人の道路ですと、こう言われておりますけれども、その沿線には多くの方々の田畑があるわけじゃないですか。その道路が崩壊しているにもかかわらず、それが自分の個人の道路だからやりなさい、自分でやってくださいと、こう言っておいて、違うところは作業道だという位置づけで直しますと、これでは私、住民に対して公平平等は行政ではないと思うんですが、その辺どういう基準で町でやるというふうに挙げた作業道と、町ではやらない、自分で直しなさいといった作業道との基準の違いはどこにあるのか、再度答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

1番目の最初に言われました道路等において大雨の度に浸水する地域があるという、町中における側溝のことです。側溝に関しましては、基準といたしましては、当然一つの降雨確率によってその断面というものを決定しております。それで飲めないというのは、それは要するに雨の降る確率を5年から10年とか、そういうふうに上げれば当然のことながら側溝の断面は大きくなります。それも含めまして調査としては、これからきちっと全域の中において、町うちも今側溝の整備を建設水道課の方で進めております。かつてはなかった側溝の保護の整備、あるいは蓋をかけて安全対策、それを含めまして今検討もしておりますので、これから側溝の断面等に関しましては再度検討を含めまして、こうした雨に対する対策に対して厳格に調査をしてまいりたいと思います。

次に、これ共通するんですけれども、復旧の際の地域の方々の件でございますけれども、この2番に関しましては先ほど産業課長の答弁したとおり、当面、私たちの方でもきちっと地域の方々のご意見はある程度聞いてやっていきたいと思っておりますけれども、やはりできる範囲、できない範囲をお互いに話し合いをしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 1番 高橋道弘議員の再質問に答弁を申し上げます。

作業道の件でございましたが、今まで里道でありながら、また周りに農地等があった、そういう部分の碎石の話等があった場合に、町の方では支給はしていなかったのではないのかというお話もいただいたところでありますけれども、産業課といたしましては、里道であって赤棒であって周りに、近隣に農地等がある場合については、碎石の支給という形でさせていただいております。その碎石の支給も原材料支給ということで、地域の方々に敷いていただくというようなことでの碎石の提供を行ってきたところであります。また、そのような形で今回の災害等についても、そのような形で実施をしていきたいと、こう思っております。

あと、町で実施したものはどのようなものかというようなお話でありましたけれども、まずはとても地域の方ではできない部分、これは大きく崩れたものとかいろいろなものがあるかと思っておりますけれども、そういう部分については地域の方でなかなか重機の手配又は費用等もございまして、そういう部分も踏まえて、あくまでも町としては里道の赤棒ということで、抜けている道については、あとは作業道と言われるように周りに農地等がある場合については、災害的な部分が発生した場合には町の方で対応するというようなことで進めたいということで分けて今までも対応してきたということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 最後の質問をさせていただきますが、市街地の例えば排水対策で

すけど、断面がどうのこうのって、それはもちろんそうだと思うんですよ。しかし、断面だけでなく水路を変えるという方法だってあるわけですよ。流れを違うところにもって行ってやる。だから、そういうことをいちばん知っているのは地域の方々だから、皆さんはプロでいらっしゃるって一生懸命やっているのは、それはそれで評価するんですけども、地域の方々は、どこを変えれば雨が流れてこないとか、ここで防止できるんだとかというのは結構理解なさっているんですよ、毎日住んでいるわけですから。その声を大事にして設計をしたり工事をしないと何回も同じことをやるようになるんで、市街地なんていうのは、これはどこかというのは調べなくて皆さんいちばん情報入っているわけですから、是非地域の声を聞いて、どういうふうになったらすぐに排水できるのか、それを考えていただきたいと思うんです。

それから、2番目の問題ですけども、これも、誰が決定するのかという問題ありますよね。誰が決定するんですかと。じゃ、地域は横断溝を入れてくださいと言った。役場は溜枡でいいと言った。じゃ、だれが決定権持つんですか。おしなべて行政が優位ですから行政が決定してやっちゃうんですよ。そうすると、また同じ問題が出るんですよ、次回に。ですから、地域の声を大切にすることというのは、地域の人たちは知っているから言っているんですから、地域の声を生かしたらどうなるのかと。我々はプロだから我々の言うとおりにやるんだみたいな対応は、厳に慎んでいただきたいなというふうに思うんです。

それから、できないこともあるという話ですけど、できないことというのは、工法的にできないのか予算的にできないのかというのはこれは別な話ですよ。工法的に無理なことを言っているのか、予算的にそれはできないのか。予算はあくまでもこれつかみ取りで取っているわけでしょう。どこが幾らかなんて設計組んでいるわけでもないんですから、今回だって。ですから、地域の声を大切に設計もすべきじゃないですかと、施工すべきだということを申し上げているので、その構えですよ、住民の人たちと接するときの一人ひとりの職員の方々の構えですよ。地域の方の声を大切にやるのか、自分たちの都合でやるのかという、そのこのところをもう一度心構えをお聞きしたいと思います。

あと、最後の方の里道の話。どう理解したって私理解できないんですよ、今までのやり方からいってらば。じゃ、でっかく被害出たから町でやるんだとってらば、木戸道だって、でっかく崩れて通れなくなっている家だってあるじゃないですか。宅地の法面だって崩壊して、重機持っていけなくちゃできない、あるいは擁壁を作らなかつたら防衛できない、これもあるじゃないですか。だから、なんでいっぱい被害出たらばやるというなら、これはいいことですよ、いいことだから全部認めれば私はいいんですけど、その基準が分からないから住民の間に不公平感が出るんで、どういう基準でやっていらっしゃるんですかと、その基準を町民の皆さんに広くお知らせしないと、これから後で被災地を確認するという話ですけども、それだって、多分今日議会終わったらば宅地関連なり農地関連の応募のお知らせを出すんで

しょうから、そういった作業道の問題も一緒にお知らせをして、等しく取り扱うのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

今、質問を受けておりました。答弁のとおりでありますけれども、まず床下浸水等、そういったものについては指摘のとおりであります。工法もありますけれども、流域も含めて、と申し上げますのは、川俣町にも昔から水の上がる場所がありました。しかし、おかげさまで、例えば御霊様の下なり、あるいは中島の周辺、そして、また福島交通の周辺等については、それぞれ側溝の整備、あるいは流量の変えた中で解決をしながら、幸いこの頃は水の溢れるということの苦情はございません。また、河川改修では、おかげさまで広瀬川の下流、壁屋の下の八幡地内も昨日、今回の雨であれば当然もう雨が上がって、もう舟を出して救助作業をするようなところでもありますけれども、あそこ、こちらから行って左側の方の河川の土手の改修もやっていただきまして、平成17年以来水が上がったことがございません。そんなことで、改修も含め、改修ということが本当に流量も含めて大事だと思っています。私、今回上がったところを見てみますと、例えば具体的には済生会のところから流れてくる場所ですね、初めてなんであります。考えてみますと、バリアフリーで床といいますか、平らになっているんですよ。あそこから、あれだけ水がくることは、恐らくあの道路を造るときには想定しなかったと思うんです。じゃ、その水がどういうふうに関後予防していくのかということが大事だと思うんです。そういったことも当然、関後の対策ではやらなくちゃならないと思っています。

また、もう一つは、赤坂川がございます。ここも実は昨年もありまして、県の方と話を急ぎょ広瀬川の改修、部分的にやってほしいということをお願いしたんでありますが、具体的に申し上げますと、渡辺弥平次さんの後ろの場所のあれがうんと多くなっています。でも、あそこを取ると土手が弱くて抜けてしまうから取れないということになりまして、下流のいさみやさんの前の場所だけは常泉寺に向かって、こちらからいうと左側にとってもらいました。しかし、今回の58.5ミリの雨では飲み込めなくて上がったわけありますので、私も広瀬川改修もやっぱり進めていただきたいと、上の方を今やっているんですが、質問にありますように市街地対策としましては、やっぱり元となる河川をしっかりと改修していかないと、入ってくる水が混ぜられない状況が今回も出たと見ております。ですから、そういった意味でも整備につきましては、もちろん側溝のあれもありますが、そういった流量も含め、これは川、大きいところ、また消火栓もありますが、含めて考えていかなければならないと思って、現地について見てきたところでございますので、十分そういったことも踏まえて関後の対策をやっていきたいと思っています。

また、現地の確認についても質問のとおりでありまして、これは前もあるんですね。行くと、前言ったんだけど、やらないからだということがありました。これも、そういうことないように、保健課の方の課長も今申し上げましたが、そういうこと

であります。また予算の問題でできる、できないとか、いろいろございますけれども、その辺も十分検討を踏まえて、理解を得ながら災害復旧に伴う整備事業については取り組んでいかなくちやならないと思っていますので、今後ともいろんな面で、安全安心を守るための整備については取り組んでまいりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして答弁といたします。

作業道につきましては、今般、宅地等についても20万円の上限の補助をつけてやっているんでありますが、それも含めてやって、また先程来、課長が答弁しております。広く質問にありますように、関係する道路を見ますと、その農地があったりいろいろあるわけであります。そういったことは、これからまとめるといいますか、今質問にありますように、どういうふうな基準でやっていくかということについては大事なことでありますので、これから、その辺も含めて、名称も含めて対応について、災害復旧の中の取り組み方については検討課題とさせていただきたいと思ひます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。  
これから議案第57号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。  
これをもちまして平成22年第5回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。  
（午後0時33分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 55 号 川俣町光ファイバ通信網施設整備工事請負契約の締結について

議案第 56 号 動産の取得について

議案第 57 号 平成 22 年度川俣町一般会計補正予算（第 2 号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 昆久美子

同 署名議員 菅野意美子